

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年2月21日(2013.2.21)

【公表番号】特表2013-500763(P2013-500763A)

【公表日】平成25年1月10日(2013.1.10)

【年通号数】公開・登録公報2013-002

【出願番号】特願2012-522817(P2012-522817)

【国際特許分類】

A 6 1 B	10/02	(2006.01)
D 0 4 H	1/64	(2012.01)
D 0 1 F	8/14	(2006.01)
D 0 6 M	11/00	(2006.01)
A 6 1 L	31/00	(2006.01)
G 0 1 N	1/04	(2006.01)
C 1 2 M	1/30	(2006.01)

【F I】

A 6 1 B	10/00	1 0 3 A
D 0 4 H	1/64	
D 0 1 F	8/14	B
D 0 6 M	11/00	1 1 5
A 6 1 L	31/00	P
G 0 1 N	1/04	V
C 1 2 M	1/30	

【手続補正書】

【提出日】平成24年11月14日(2012.11.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

生体試料を採取し、放出するための、フロック纖維が先端に付いたアプリケーターを含むスワブであって、前記フロック纖維が海島バイコンポーネント複合纖維であるスワブ。

【請求項2】

前記バイコンポーネント複合纖維が、第1のポリエステルの海材料および第2のポリエステルの島材料を含む、請求項1に記載のスワブ。

【請求項3】

前記第1のポリエステルが、前記第2のポリエステルよりも低い融点を有する、請求項2に記載のスワブ。

【請求項4】

前記第1のポリエステルが、アルカリ性溶液に対して前記第2のポリエステルよりも大きな溶解度を有する、請求項2に記載のスワブ。

【請求項5】

第1のポリエステルが、水酸化ナトリウムのアルカリ性溶液に対して第2のポリエステルと比較して大きな溶解度を有する、請求項4に記載のスワブ。

【請求項6】

第1のポリエステルが、水中5重量%~50重量%の水酸化ナトリウムを含有する水酸化ナト

リウム溶液であるアルカリ性溶液に対して第2のポリエステルと比較して大きな溶解度を有する、請求項5に記載のスワブ。

【請求項7】

第1のポリエステルが、水中10重量%の水酸化ナトリウムのアルカリ性溶液に対して第2のポリエステルと比較して大きな溶解度を有する、請求項6に記載のスワブ。

【請求項8】

第1のポリエステルが、加熱したアルカリ性溶液に対して第2のポリエステルと比較して大きな溶解度を有する、請求項4に記載のスワブ。

【請求項9】

第1のポリエステルが、170°F～190°Fの温度に加熱したアルカリ性溶液に対して第2のポリエステルと比較して大きな溶解度を有する、請求項8に記載のスワブ。

【請求項10】

前記フロック繊維が前記アプリケーターの末端部分に付着している、請求項1に記載のスワブ。

【請求項11】

前記フロック繊維が前記末端部分に接着剤で接着されている、請求項10に記載のスワブ。

【請求項12】

前記接着剤が、光硬化性アクリル接着剤およびポリウレタン接着剤からなる群から選択される、請求項11に記載のスワブ。

【請求項13】

前記複合バイコンポーネント繊維が、ポリエチレンテレフタレートの海材料およびポリアミドの島材料を含む、請求項1に記載のスワブ。

【請求項14】

前記複合バイコンポーネント繊維が、繊維当たり10～3000個の島部分を含む、請求項1に記載のスワブ。

【請求項15】

前記複合バイコンポーネント繊維が、繊維当たり10～240個の島部分を含む、請求項14に記載のスワブ。

【請求項16】

前記複合バイコンポーネント繊維が、繊維当たり10～64個の島部分を含む、請求項14に記載のスワブ。

【請求項17】

前記複合バイコンポーネント繊維が、繊維当たり10～37個の島部分を含む、請求項14に記載のスワブ。

【請求項18】

前記複合バイコンポーネント繊維が、繊維当たり10～36個の島部分を含む、請求項14に記載のスワブ。

【請求項19】

前記複合バイコンポーネント繊維が、繊維当たり10～24個の島部分を含む、請求項14に記載のスワブ。

【請求項20】

前記複合バイコンポーネント繊維が、繊維当たり24～36個の島部分を含む、請求項14に記載のスワブ。

【請求項21】

前記複合バイコンポーネント繊維を前記アプリケーターに接着するステップを含む、請求項10に記載のスワブを形成する方法。

【請求項22】

生体試料を採取する方法であって、請求項1に記載のスワブを生物材料の供給源に接触させ、それによって材料の試料がスワブに保持されるステップを含む方法。